

第22期第17回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月2日(木) 14時00分から15時39分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目6-42 高知会館 3階「平安」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柁善
畠中悠、前田嘉広、石田実、蔭山純由、益本俊郎、中澤芳江(計12名)
- 欠席委員 中川幸成、山崎國光、川竹佳子
- 署名委員 木下清、蔭山純由
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
水産業振興課 鈴木チーフ、北峯主査
- 事務局 飯田事務局長、井上次長、近澤チーフ、谷口主幹、坂本主事
- 4 審議事項
第1号議案 高知県資源管理方針の一部改正について
第2号議案 高知県資源管理方針の変更について
- 5 報告事項
(1) うなぎ稚魚漁業許可のスキームについて
- 6 議事内容
- | | |
|--------|---|
| 飯田事務局長 | 定刻となりましたが、はじめにまず、資料の差し替えをお願いいたします。第1号議案の資料1及び第2号議案の資料2について、内容の修正がございましたので、本日お配りする資料と交換していただきたいと思ます。
それでは、ただ今より第17回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。
委員定数15名の内、出席委員は12名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。では、会長、お願いいたします。 |
| 前田会長 | 皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。 |
| 松村部長 | 第17回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、何かとご多用のところ委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。2月になったところではございますが、今回の委員会が令和5年に入りまして初めての委員会となります。本年もまた引き続きどうぞよろしくお願いをしたいと思います。 |

さて本日は、議案が2件と報告事項が1件でございます。

第1号議案は、高知県資源管理方針の一部改正についてでございます。これは、高知県資源管理方針第8の個別の水産資源の具体的な資源管理方針に、かつおやきはだなど10魚種を追加することについてご意見を伺うものでございます。

第2号議案は、高知県資源管理方針の変更についてでございます。こちらは当委員会の、漁業管理検討部に委託をされております。くろまぐろの漁獲業の管理方法に関しまして、部会での検討結果についてご意見を伺うものでございます。

最後に報告事項につきましては、うなぎ稚魚漁業許可のスキームについてでございます。本年12月からしらすうなぎの稚魚許可漁業化に向けて、県におきまして検討いたしました。許可のスキーム案につきまして、その考え方をご説明させていただきたいと考えております。またその12月に向けたスケジュールについても、ご説明をさせていただきます。特別採捕から漁業許可になり販売についても制限がなくなるなど、大きな制限の変更となりますので、当委員会を初め、関係の方々にもご意見を承りながら進めていきたいと言うふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

委員の皆様におかれましては、それぞれご審議の上、適切なお意見、ご答申を承りますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、中川委員、山崎委員、そして川竹委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、木下委員と、蔭山委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「高知県資源管理方針の一部改正について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは第1号議案「高知県資源管理方針の一部変更」についてご説明します。はじめに諮問文を朗読します。

4高水振第1039号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第14条に基づき、別紙案のとおり高知県資源管理方針の一部を変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定により諮問します。令和5年1月26日。高知県知事濱田省司。

北峯主査

ここからは水産業振興課の担当者から説明します。

水産業振興課で資源管理を担当しております北峯と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは失礼して座って説明させていただきます。

それでは、皆様のお手元にある資料について説明します。先ほど事務局長から説明があったとおり、本資料については先日皆様にお配りした内容から変更がありましたので、差し替えをさせていただいております。1ページが諮問文、2ページが改正理由等の説明資料、3ページから25ページが高知県資源管理方針の案、26ページから33ページが新旧対照表、34ページから45ページと別で配布したページ番号のない1枚紙が参考資料となっております。

まず、漁業法改正による新しい資源管理について説明致します。資料34ページをお願いします。資料にあります概要図「新しい資源管理の流れ」の左下からご覧ください。新しい資源管理は、漁業者から漁獲・水揚げ情報などの提供を受け、それをもとに行政・研究機関などにおいて科学的な調査や評価をおこない、その結果を踏まえ、漁業者などの関係者の意見を聴いた上で行政機関が資源評価の目標などを定め、その目標達成のために効果的な資源管理措置を漁業者が実施するという流れになっており、このサイクルを回していくことで、資源の維持・増大による安定した漁業の実現を目指すものです。漁業者が実施する資源管理措置は、概要図の右下にあるとおり、TACやIQなどの制度が導入されている資源は制度に則って公的に管理し、制度が導入されていない資源は、複数の漁業者間で資源管理に関する協定を締結し、自主的に管理することになります。

続いて、自主的な資源管理について説明します。資料35ページをご覧ください。改正漁業法では、漁業者が自主的に行う「資源管理に効果的な取組」を定める資源管理協定を締結し、農林水産大臣や県知事が認定する制度が設けられています。漁業法改正前という資源管理計画の後継となる制度で、現行の資源管理計画は令和5年度までに資源管理協定へ移行することとなっています。資源管理協定は、研究機関などが行う資源調査や資源評価などの科学情報をもとに資源管理の目標を設定し、この目標の達成に向け、資源管理に効果的な取組を実践することで、水産資源の維持・回復や漁業者の所得向上などを図るものです。資源管理協定への移行による主な変更点ですが、資料下側のイメージ図にありますとおり、資源管理計画では「自主的取組」及び「公的規制」について定めがありましたが、資源管理協定ではこれに加え、「資源管理目標」が追加され、この目標達成のための効果的な取組を行うこととなっています。この「資源管理目標」は、国が策定する資源管理基本方針及び県が策定する高知県資源管理方針に

より定めるもので、イメージ図にありますとおり、「今後5年間で、CPUを10年前の水準に戻す」などといった具体的な数値目標を定める必要があります。今回の議案は、現在、県内で策定されている38の資源管理計画において対象となっている主な水産資源の「資源管理目標」を高知県資源管理方針に定めるため、皆様にご審議いただくものです。

それでは、改正内容についてご説明します。資料2ページをお願いします。まず、1の改正理由については、先ほど申し上げましたが、令和2年12月1日付けの漁業法の改正に伴い、令和5年度までに、資源管理計画を資源管理協定に移行することとなり、漁業者が締結する資源管理協定の対象となる主な水産資源の「資源管理目標」を高知県資源管理方針に定める必要が生じたためです。高知県資源管理方針はすでに策定しておりますが、現在定めている水産資源はTAC魚種のみで、その他の水産資源は定めておりません。漁業者が協定を締結するには、協定の対象資源を県方針に定める必要があるため、今後の協定への移行に向け、「2の改正内容」のとおり、高知県資源管理方針に新たに10魚種を追加します。

なお、県方針に定める水産資源は、県方針の別紙1から3に定めることとなり、別紙ごとに対象となる水産資源が異なります。また、国が定める資源管理基本方針の別紙とリンクしているため、先に国方針の別紙と県方針の別紙との関係についてご説明します。

別でお配りしたA4横の1枚紙をご覧ください。まず資料左側の国方針の別紙からご説明します。国方針は、別紙1から4までありますが、県方針と関係があるのは国方針の別紙2と3のみであるため、別紙1と4については、説明を割愛させていただいて、別紙2と3について説明させていただきます。国方針の別紙2は「特定水産資源、つまりTAC魚種についての資源管理方針」、別紙3は「特定水産資源以外の水産資源についての資源管理方針」となっておりますが、この別紙3で対象となっている水産資源は「特定水産資源以外の水産資源」かつ「MSYベースの資源評価が実施された」又は「国際資源で、国全体の数量上限が設けられていないが、我が国漁業の主対象として管理が必要なもの」とされています。ただし、「MSYベースの資源評価が実施された」水産資源のうち実際に別紙3に定められる水産資源は、資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合において合意を得た水産資源のみとなります。現在、ステークホルダー会合において合意を得た水産資源はないため、国方針には、国際資源のみが定められています。

続いて、資料右側の県が定める高知県資源管理方針の別紙について説明します。県の方針は、国の方針とリンクしておりまして、別紙1は「国方針の別紙2に定められた水産資源」のうち高知県に漁獲可能量の配分があるものの資源管理の方針、別紙2は「国方針の別紙3に定められた水産資

源」のうち高知県の漁業において主要な水産資源かつ県として資源管理に取り組む必要があるものの資源管理の方針、別紙3は国方針の別紙2及び3、つまり県方針の別紙1及び2のいずれにも該当しない水産資源のうち高知県の漁業において主要な水産資源かつ県として資源管理に取り組む必要があるものの資源管理の方針が対象となっています。

続いて、今回、県方針に追加する魚種について説明します。資料16ページをご覧ください。先ほど申し上げましたが、県方針の別紙2に記載する水産資源は、「国方針の別紙3に定められた水産資源」のうち高知県の漁業において主要な水産資源かつ県として資源管理に取り組む必要があるものが対象となっています。別紙2に定める内容は、第1は水産資源の種類を標準和名と系群を併せて記載し、第2は「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」として漁業調整規則などの公的規制を、第3の「その他資源管理に関する重要事項」は該当するものがあれば記載することとなっています。なお、資源管理目標は、国方針において記載するため、県方針には記載しないこととなっています。

現在、県方針には定めている水産資源がないため、今回の改正では、別紙2-1から2-2の2魚種、別紙2-1から順にかつおときはだを新たに定めます。続いて、別紙3について説明します。資料18ページをお願いします。別紙3は、「国方針の別紙2及び3のいずれにも該当しない水産資源」のうち高知県の漁業において主要な水産資源かつ県として資源管理に取り組む必要があるものが対象となっています。別紙に定める内容は、第1に「水産資源の種類」を、第2に「資源管理の方向性」を、第3に「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」を、第4に「その他資源管理に関する重要事項」を記載することとなっています。具体的には、第1は、系群が判明している場合は、「標準和名と系群」を、系群が判明していない場合は、「標準和名と海域名」を記載します。第2は、科学的知見に基づき、可能な限り定量的な目標を定めることとされており、独立行政法人水産研究・教育機構において資源評価されている資源は、その資源評価結果に基づき目標設定を行い、資源評価がされていない資源は、各県において定める必要があります。第3と第4は、別紙2の第2及び第3と同様です。

今回の改正では、別紙3-1から3-8までの8魚種、別紙3-1から順にまるそうだ、いわししらす、しいら、あかむつ、きんめだい、うるめいわし、ぶり、かたくちいわしを新たに定めます。なお、いわししらすは、まいわし、かたくちいわし、うるめいわしのしらすのことを指しています。まるそうだ、しいら、あかむつは高知県周辺海域のもの、いわししらす、うるめいわし、かたくちいわしは太平洋系群のもの、きんめだいは太平洋系群のうち高知県周辺海域のものを記載しています。なお、ぶりは全て1

つの系群とされているため、系群の記載はありません。

別紙3-1から3-5の「まるそうだ、いわししらす、しいら、あかむつ、きんめだい」は水研機構において資源評価されていない資源であるため、県水産試験場において漁獲データを整理し、各魚種の主要水揚げ地かつ主要漁業の「CPU Eを直近5年間、平成29年から令和3年の平均値程度で維持すること」を目標として定めました。別紙3-6から3-8のうるめいわし、ぶり、かたくちいわしは、水研機構において資源評価されているため、機構が公表している資源評価結果の「目標管理基準値案」を目標としています。なお、目標達成を目指す年数は、水産庁の技術的助言に基づき10年としています。別紙3のそれぞれの魚種の漁獲データ及び独立行政法人水産研究・教育機構が公表している資源評価結果は、37ページから45ページに参考資料としてつけております。お時間のあるときにご覧ください。

なお、変更後の資源管理方針の公表手段は、高知県漁業管理課のホームページへ掲載することとします。今回の改正内容については、水産庁と事前協議済みです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

前田会長

ただいまの事務局説明についてご意見、ご質問はございませんか。

益本委員

説明が全部理解できたかどうか分からないんですけども、分からない所があるので、ご質問させてください。県のほうの別紙の2番。この中にかつおが入ることなんですけども、この漁獲制度というのは要するに高知県近海は含まれないという理解でよろしいですか。かつおが中西部太平洋条約海域とありますよね。ここで獲られたものに対しての漁獲規制が働くわけで、それ以外の所は関係ないということよろしいですか。

北峯主査

中西部太平洋条約の海域以内は全て入っているということなんで、日本も入っています。

益本委員

日本も条約の方に入ってるんですね。高知県も入ってる。はい、分かりました。ありがとうございます。

澳本会長代理

協定になるということですけども。協定ということになると漁業者が参加してもらわないといけないというふうになると思うんですけど。その辺りの手続き的なもの、それから協定に参加している者自らが守るということを書いてあるんですけど、協定に参加しない漁業者、あるいは遊漁船等の取り扱いはどうなるのかということちょっと。

北峯主査	協定に加入されない漁業者につきましては特に規制等はありません。遊漁の方も協定に加入されないのであれば、規制等はございません。
澳本会長代理	協定を結ぶ手続とかいうのはどんなかたちになるんですか。
北峯主査	協定を結ぶ手続につきましては、現状、資源管理計画等について県とか指導所が漁業者さんとか漁協さんに対して支援とかしておりますけど、今と同じようなかたちで協定の手続きを行っていただいています。
鈴木チーフ	現在資源管理計画のほうが、たしか高知県 38 計画があったと思うんですけども、その魚種とか漁法ごとに、高知県全域を集約することを考えておまして、高知県の例えば定置網漁業というもので、1つの協定を作って現在計画のほうに参加されてる方全員に、その協定に一度入ってもらい、そのようなかたちを考えておまして、その協定に入るには一人一人、入る意思というものをそれぞれの漁業者内で、定置網なら定置網の方が出させていただきます、それを県の方で集めまして協定を作成するとかたちになっております。基本的には今、現計画のほうに入っている方々全員に、協定の方へ入っていただくとかたちの方へ進めておまして、その辺りの説明会の方も今後進めていきたいと考えております。以上になります。
前田会長	あと、他になにかございせんか。 なければ私の方から、すみません。資源管理をするということですが、現状の資源の予定をある一定の量で決めてると思うんですが、放流の場合とかは、そのときはすぐにそういう規制の枠を大幅に上げるとかいうのは考えられてますか。
北峯主査	別紙に定める目標というのは、規制ではなくって、あくまでこの数量を維持するのを目標に資源管理に取り組みます。なので、資源管理に取り組む内容については、休業だったりとか、そういったものを、漁業者さんが自主的に取り組んで、この目標値を維持することを目指します。なので、それを超えてしまっても特に獲らないようにしてくださいといったものはないです。ただ漁獲CPUEが下がってきていて、資源管理が芳しくないんじゃないかって言う状況になれば、自主的な取組みで、例えば、休業日数を増やしていただくとか、こういった取組が普通になるのかなと思います。以上です。

前田会長	休業するにあたってそういうのは、漁獲共済とかの対象とかにもなるんですかね。漁業者の収入はやっぱり減るじゃないですか。それに対しての何か案は。
北峯主査	現在もあるんですけれども、今、資源管理計画に加入されている漁業者のみなさまは、共済の掛け金の補助であったり、積立ぷらすであったりといった収安対策という事業を活用できるようになっておりまして、資源管理協定に移行した後も、その事業は引き続き活用していただけることになっておりますので、自主的管理に取り組む漁業者さんと協定を締結して持続的な資源管理に取り組む漁業者さんは、引き続きそういった掛け金の補助であったり、積立ぷらすの加入だったりといった支援を活用できるということになっております。
益本委員	すみません。よろしいですか。別紙の1番のほうは、くろまぐろで色々ご説明していただいて、国のほうの枠を県に割り当てるということでイメージしやすいんですけども、この別紙の2のほうは、県独自で漁獲量を定めるということに理解していますけども、違いますか。
北峯主査	別紙2は、国方針の別紙3に定められたものをそのまま定めることとなります。県独自で量を設定するのは別紙3となります。
西山副部長	補足させていただきます。県の別紙2と別紙3につきましては、いわゆる漁獲可能量の設定がない年になります。あくまで、例えば年間に何日休漁しましょうとかいうのを皆さんに決めていただいて、それとバーターと言ってはなんですが、その分収入安定対策の優遇措置を受けられるというかたちで、収入安定と資源管理を同時に進めていこうという視点で半ば定められたような制度になっておりまして、当然別紙2の今回入った魚種もですね、今後国によって資源評価が進んで、例えば、国の方で漁獲枠を定めるということになれば、県の方でも、別紙1の魚種として昇格して枠管理がなされるというようなことになろうかとは思いますが、今回別紙2、別紙3に入る魚種については、漁獲可能量の設定はございません。
益本委員	設定がないということですね。設定するに当たっては資源量の推計というのが非常に重要なところになってくるので、そこはどうかかなと思っただんですけども、今のところはそういったことはない、はい、わかりました。ありがとうございました。
浜渦課長	補足で説明させていただきますと、今のところされていないということ

で、今現在、国の方が資源評価の魚種を200に持っていくように、今、順次その魚種を拡大しております、例えばぶりなんかですと、現在この資料にもついてますように、資源評価なされて現在ステークホルダー会議などが順次開催されているところです。そういった結果を踏まえて漁業者の同意が得られればTAC魚種の方に位置付けできる、そういった流れなると思います。

前田会長

他に何かありませんか。

前田会長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

第1号議案、「高知県資源管理方針の一部改正について」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第2号議案、「高知県資源管理方針の変更について」を議題といたします。

この議題につきましては、昨年5月31日付けで知事から当委員会に諮問を受けておりましたが、漁業への影響等を調査する必要があるとして、昨年6月8日にございました、第12回の海区漁業調整委員会で漁業管理検討部会に付託しておりました。この度、部会で結論がまとまったとのことですので、部会長から報告をお願いいたします。

木下部会長

それでは、漁業管理検討部会に付託されておりました「高知県資源管理方針の変更について」、結論がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

当部会のお示しする変更案は、大型魚、小型魚ともに現在の月別管理から、釣りや定置の漁法別、四半期ごとの管理に変更するものです。また、新たに取扱要領を定め、一定の条件にあてはまる場合には漁法間で数量を融通できる仕組みとします。

なお、部会での検討状況や、数量管理の具体的な方法など、報告書の詳細については、事務局から説明いたしますので、よろしく申し上げます。

井上次長

それでは漁業管理検討部会の報告書について説明いたします。

ここからは、座って説明させていただきます。

それでは、資料2の1ページ目をお願いいたします。1番、背景、目的について、くろまぐろは、平成30年から法律に基づくTAC管理を行っており、高知県では現在、月別の漁獲可能量を設定しております。昨年、県内の漁業関係者から漁法別数量管理の導入についての要望があったことから、今年6月に開催された海区委員会において、くろまぐろの数量管理について漁法別管理の導入を検討することが決定し、この検討が漁業管理検討部会に付託されました。これを受けて、部会では漁法別TAC管理について、検討を実施しました。

2番、検討状況ですが、まず8月18日に部会を開催し、検討方法や今後のスケジュールについて決定しました。その後、釣り漁業者との意見交換会を11月5日、定置漁業者との意見交換会を11月18日に実施した結果、釣り・定置双方ともに、漁法別で漁獲枠を分けること、管理期間については月別ではなく、四半期がよいこと、どちらかの漁獲枠が余った場合には漁法間で枠を融通できるような仕組みとしたいことで意見がまとまりました。また、釣り漁業者からは、釣りについては、枠を曳き縄、はえ縄などさらに細かい漁法別にわけてほしいとの要望がありました。

2ページ目に移りまして、令和5年1月7日に部会を開催し、数量管理と融通の仕組みについて案を作成し、委員会へ報告することが決定しました。3番、漁業管理検討部会としての数量管理方法案を示しております。知事管理漁獲可能量は漁法別・四半期ごとの管理とし、漁法間での融通のしくみについては、新たに取扱要領を定め、一定の条件にあてはまる場合に融通を行うこととします。

詳細を3、4ページ目で説明します。資料3ページ目、令和5管理年度のくろまぐろ管理方法について、漁法別、四半期ごとの知事管理漁獲可能量の設定案を示しております。漁法別の配分割合の算定にあたりまして、小型魚は平成27年から令和3年、大型魚は平成29年から令和3年の漁獲量のデータを根拠としております。

そして、知事管理漁獲可能量は、国から高知県に配分された数量から県の留保分を引いたもので、国が示した令和5管理年度の配分数量案に基づき、小型魚が68トン、大型魚が15.1トンとなります。

まず①、四半期ごとの漁獲割合に応じて、知事管理漁獲可能量を配分すると、小型魚、大型魚の四半期ごとの配分量は、この表の太字のとおりとなります。次に②、①で算定した四半期ごとの数量を漁法別の割合に応じて配分します。例えば、小型魚の4から6月の場合、3ヶ月分の配分量が17.3トンでこれを釣り27.9パーセント、定置72.1パーセントの割合で配分しますので、それぞれ4.8トン、12.5トンとなります。

小型魚、大型魚の配分量の案は、②の表の太字で示した数字となります。

なお、釣り漁業者の方から釣りの枠をさらに曳き縄、一本釣り、はえ縄

の漁法別に分けてほしいとの要望がありましたが、これについては、算定の根拠となるデータが無いこと、枠が細分化しすぎることにより漁獲量の管理が難しくなることから、令和5管理年度についてはこれを導入しない案を示しております。

4 ページ目にうつりまして、漁法間での融通のしくみについてです。融通のルールについては、新たに取扱要領を定め、柔軟に見直しを行うことができるしくみとしたいと考えております。融通の方法ですが、漁法間で数量をやりとりするしくみとします。8月末と2月末の時点で漁獲枠の残量が多い漁法の漁獲枠が70パーセントに満たず、かつ他方の漁法の枠が70パーセントを超えている場合、それぞれ9月及び3月に残りの枠の2分の1を他の漁法に譲渡するというしくみです。

下の具体例で説明します。小型魚で、令和5年の7から9月の小型魚の漁獲枠は3ページ目にありますように、漁獲可能量が釣り5.6トン、定置2.1トンです。その後8月末時点での漁獲量の実績が釣り2.6トンで46.4パーセント、定置が1.8トンで85.7パーセントだった場合、釣りの方が漁獲可能量の残量が定置よりも多く、70パーセントに満たず、かつ、定置は70パーセントを超えているため、融通のルールにより、9月に釣りの漁獲可能量の残量である3トンの2分の1である1.5トンを定置に譲渡することになります。この例のように、一方の漁法から他方の漁法に譲渡するしくみを取扱要領で定めることとし、柔軟な見直しを行うことを可能とします。

以上で漁業管理検討部会の報告書の説明を終わります。

前田会長

ただいま部会長から、部会での調査研究、部会の考え方について報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

僕のほうからいいですか。3ページの大型魚の割り振りですけど、釣りのほうがすごく偏って少なく見えるんですが、これで、部会のほうは釣りの方は納得されたんですかね。遠方の釣りに出られる方はやっぱり大型魚とかも釣られる方がいると思うんですが、その辺の意見もちょっと。

井上チーフ

この資料の3ページ目の別紙の案につきましては、1月7日に開催した部会で示させていただいたものとなっております。この時には釣りの漁業の代表者3名の方もご出席をいらっしゃいましたが、この案については特に異論は出ませんでした。

前田会長

はい。何かありませんか。では、ちょっと私のほうから浦尻さんのほうにお願いがあるんですが、宿毛のほうで、養殖くろまぐろがあると思うん

ですよ。やっぱり高知県内の「よこわ」は養殖で種苗をもうちょっと割合を増やしてもらいたいなど。やっぱり高知県の漁業者のほうに、利益が回るような話を釣りや定置と分けていきゆう中で、釣りの人がどうすればもっとお金になるかって言うのは、やっぱりその値段よく買ってくれるところ、そういうところにもうちょっと働きかけをお願いしたいんですが。

浦尻委員

そうですね、「よこわ」の関係ではグループがあって、大手企業が入った漁業関係で養殖をされてます。量があったら一気にもう枠が割り込んで、やはりもう少し操業出来て、枠があったらいいなという声もたくさん聞かれているんですけど、ただ、量がないときもあるし、いろいろと大変な時もあるんですけど、やはりまぐろの「よこわ」の釣るのにはですね、枠がもう少しあれば、例えば大型のまき網で獲った「よこわ」のちょっと大きいやつを仕入れなくてもいける可能性もあります。

前田会長

今後、漁業権の一斉更新等もあるんで、やっぱりその辺のところもしっかり交渉してもらいたいです。

浦尻委員

はい、分かりました。それと皆さんにも1つだけ僕からお願いがあるんですが、宿毛湾では先ほどいうようにまぐろ養殖は行われています。3万匹ちょっとあるんですけど、「よこわ」をカウントしながら増えてはいるんですけど、前回あったように、やはりいろんな要因があって台風とかいろいろあったりで、まぐろが今年、去年はたくさん逃げました。千本ぐらいは逃げてると思うんですけど、そのまぐろが今の市場にあがってきた時に、一定方向にもうまぐろが回って養殖してますので、背骨が曲がってるんです。全て。だけど、前にも海区調整委員にお願いしたいんですけど、グレーのところもあるという話が噂になりましたので、すくも湾漁協としては、全て逃げたまぐろを天然としてカウントするようにしましたので、定置と釣りと分けてるんですが、海区は定置に入りますので。だから、この間の漁業者の代表者の方がおったときには、それを十分わかってくださいねというお願いをしました。そして、カウントとしては「よこわ」のカウントと、大型のまぐろの部分ダブルカウントしてますんで、それはもう高知県の皆さんもわかってもらわないと、大きい生け簀からですね、全て1つの生け簀から抜けたら定置にぐっすり入りますので、入ったらもう大型魚のもうそこで、四半期どころか消える可能性があることだけはわかってください。

前田会長

他の方は何かありませんか。先ほど浦尻さん言われてたように、カウ

トを天然ものか、養殖ものかって言うところを、もうちょっと次の段階まで踏み込んで精査していかんとやっぱり、今きれいに線引きしていつてる中でやっていかんと後々の揉め事の元になるのではないかなと。養殖か天然かというところの、またそこも。

井上次長

昨年だったと思うんですが、定置の関係者のほうからそういった声があがって、うちの方も国に確認をしたんですが、やはり一度逃げたもので明らかに形状から養殖物であるということが推測される魚体であっても、天然として扱うことが基本にあるということが国の方からも示されています。うちの方としても、宿毛湾さんの方にもそういった判断で取り扱っていただくようにというお願いをさせていただきました。

前田会長

あからさまに養殖と分かるものについては養殖でいけるっていうように根気強く交渉を続けてください。じゃないと天然もの続かない。

浦尻委員

今、井上チーフが言われたようにですね、天然もんいうかたちの指導を受けてうちもとりあえずやったんですが、日本全国を調べたら、ちゃんとすみ分けしてる所もありますんで。ただ宮崎は今も天然ですけど長崎は違うとは思いますが、もらった業者がどうするか、例えば、宿毛湾の台風を受けたまぐろによってですね、定置で天然ですよって入った定置の枠は消えるんだけわかっていてください。

前田会長

他の方、大丈夫ですか。

前田会長

それでは、他にご意見もないようでございますので、第2号議案は、部会の数量管理方法案を答申することでご意義ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、資料2ページの3にあります、「漁業管理検討部会としての数量管理方法案」を当委員会の意見として答申することといたします。

前田会長

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「うなぎ稚魚漁業許可のスキームについて」、事務局の説明を求めます。

谷口主幹

それではうなぎ稚魚漁業許可のスキームにつきまして、ご報告いたします。

今回の報告は本年12月1日に知事許可漁業となりますしらすうなぎ採捕の許可の考え方とその仕組みについてご説明させていただくものです。

資料の1ページをお願いします。これはおさらいになりますが、しらすうなぎ採捕が知事許可漁業となった背景とその大きな変更点について説明させていただきます。上段の赤色の箱、漁業法改正による密漁への罰則強化をご覧ください。令和2年12月に漁業法は70年ぶりの大きな改正があり、その中の1つの目玉に密漁対策のための罰則強化がありました。そこで特に、悪質な密漁が横行しており、その影響が深刻だとされたのがうなぎ稚魚（しらすうなぎ）、あわび、なまこであり、その3種は新たに設定された特定水産動植物という区分に指定されることとなりました。

では、その特定水産動植物に指定されるとどうなるか、という事について、中段の青色の箱をご覧ください。ポイントは2点ございます。1点目は漁業許可等を受けなければ採捕できなくなることで、そして2点目は違法な採捕に対する罰則が懲役3年以下、罰金3千万円以下と大幅に強化されるということです。そしてうなぎ稚魚、しらすうなぎについては今年の12月、来年度の採捕から特定水産動植物に含まれることとなりました。

では、しらすうなぎの採捕はこれまでどう変わるのかについてですが、下段の黄色の箱をご覧ください。左側の改正前、今年度までについては、漁業調整規則に基づく特別採捕許可として、養鰻事業者のための種苗供給に目的を限定して許可をしており、その許可の対象者は県内の漁協やこれまでに実績のある採捕団体に限定をしております。また、違法な採捕に対する罰則は漁業調整規則違反となり、6ヶ月以下の懲役、10万円以下の罰金が適用されることとなっています。これが今年の12月からどう変わるのかについてですが、右側の改正後をご覧ください。その許可については調整規則で定める知事許可漁業のうなぎ稚魚漁業となります。知事許可漁業となるとどうなるかですが、まず採捕の目的を限定して許可をすることができません。つまり、しらすうなぎの販売先などについては、許可を受けて採捕したものの自由となります。また、許可の対象は個人や法人となりますが、特定の団体に限定をすることは難しくなります。そして先ほど申し上げましたとおり、違法な採捕に対する罰則については3年以下の懲役、3千万円以下の罰金と大幅に引き上げられることとなっております。

次のページをご覧ください。しらすうなぎ採捕の知事許可漁業への移行については、水産庁が技術的助言という形で各都道府県について通知を出してございまして、これは、その助言を表形式に整理した水産庁の資料です。上から重要な点について見ていきたいと思っております。まず漁業を受ける者についてです。実際に漁業を営む者について許可をすることとなっております、これは言い換えますと、事務の代行をする者でなく、実際に漁業として営む者に対して許可をしなければならないということです。次に、許可者の

下に漁業従事者がいる場合には雇用契約の締結などが必要となります。次にこれまでのように漁協が事業を営む場合は、定款を変更するなどの規定の整備が必要となります。また、契約を結んだ漁業従事者が違反した場合は許可を受けた者も罰せられる可能性がある、つまり、3年以下の懲役、3千万以下の罰金の罰則が適用される可能性があります。次に漁業を営む者の資格ですが、その範囲を恣意的に限定しないこととなっています。漁業者の数や操業区域については、過去の実績を考慮して適切に管理できる数とすることとなっています。採捕数量については、現在高知県では350キロの上限を設けておりますが、合理的な根拠の無い制限は適当でないとなっています。そして出荷先については、漁業取締や流通の適正化のために出荷先を制限することは差し支えないが販売先を制限する場合には条例等に基づく必要、となっています。ここでいう出荷先とは、採捕したシラスウナギを販奈倍するために集荷する段階までを、販売先は養鰻事業者が想定されます。次に、1つ飛ばしまして漁業従事者の数は許可を受ける者管理能力に応じて漁業従事者の数を制限することは差し支えないとなっています。

これらを踏まえまして、高知県の基本的な考え方についてご説明致します。次のページをご覧ください。まず漁業の許可を受ける者の資格としては、個人又は法人となります。なお、現在高知県には4つの過去から実績のある任意団体が特別採捕許可を受けておりますが、来年度からは許可を受けられないということになります。そして、こちらは当然ですが、他の許可漁業と同様、共同漁業権の区域内で操業する場合にはその漁業権者の同意を得た者が対象となります。次に許可者の数ですが、次の段の操業区域と併せて説明いたします。操業の区域は現在の特別採捕許可の区域が45ございまして、その区域を基本的には維持してまいりたいと思います。そしてその45の各区域に、許可の枠を設定してまいりますが、その数、単位については、実際に各地で採捕したしらすうなぎを取りまとめている指定集荷人を許可単位として数を設定したいと考えております。また、指定集荷人が1名しかいない区域もございまして、許可の独占を防ぐため、各区域で2以上の許可数と致します。次に漁業従事者の数ですが、うなぎの資源管理の観点から現行の数を踏襲し、前年を上回らないものと致します。最後に出荷先ですが、流通の透明化やここでは詳細な説明を省略しますが、令和7年から施行される予定の流通適正化法、いわゆるトレサ法の適用を見据え、権へどけ出た事業者への出荷を義務づけるものと致します。なお、販売先、つまりどこの養鰻事業者に販売をするのかについては制限を設けません。

この考え方について図で説明をさせていただきます。次のページをご覧ください。こちらは許可のスキームとその考え方について、左側が現在の

特別採捕許可、右側が来年度からのうなぎ稚魚漁業について整理をしたものとなっています。まず、現行の特別採捕許可について、こちらは皆様もご存じかと思しますので簡単に説明をさせていただきます。

県は、45の区域に漁協などの各1者の採捕許可者に特別採捕許可をしており、許可者それぞれの下に採捕従事者がぶら下がっていき、その数は約2,500名、今年度は2,477名となっております。そして採捕許可者は指定集荷人と集出荷代行契約を結び、契約を結んだ集荷人は、その採捕従事者からシラスウナギを集めます。集められたしらすうなぎはしらすうなぎ流通センターへ出荷され、しらすうなぎ流通センターは県内の養鰻事業者へ池入れる、といった流れとなっております。

これに対しまして、来年度からのうなぎ稚魚漁業について、右側をご覧ください。まず、漁業許可者についてですが、県は先ほど説明した考え方で、45の区域について116者の許可数を告示します。そして要件を満たし、許可を受けた者は各区域で前年を上回らない数に割り振られた漁業従事者と雇用契約を結びます。また各地で集荷をする集荷人や、集荷人が出荷する収集業者と集出荷代行契約を結びます。なお、現行の特別採捕許可ではその目的を限定していたことから出荷先を流通センターとする制限は、来年度からはなくなることとなります。そして各集出荷事業者が集荷したしらすうなぎは、各地の養鰻事業者へ販売される、といった流れになります。

許可の大まかな仕組みはこのようになりますが、いくつかの注意点がございまして、下段の赤い四角をご覧ください。まず注意点の1つ目ですが、特別採捕許可と同様、漁業許可者に漁協がなることは可能ですが、その場合、水協法、水産業協同組合法の規定を満たす必要があります。具体的に申し上げますと、各漁協の定款を変更し、営む事業としてうなぎ稚魚漁業を明記する必要があります。そして、その事業を実際に営み収益を上げる必要があります。これは言い換えますと、これまで特別採捕許可で多くの漁協で行われていた、事務の代行のみで採捕者から手数料を徴収するという形ではなく、漁協自体の事業としてうなぎ稚魚漁業を営む必要があるということです。そして水協法第17条では自営事業を営む場合、従事者の3分の1以上が組合員または経営を一にする者となっておりますので、その規定を満たす必要もございまして、次に注意の2点目です。許可者は雇用契約を結んだ漁業従事者が違法な採捕を行った場合、両罰規定、つまり、許可者にも罰則、特定水産動植物の採捕違反として3年以下の懲役、3千万円以下の罰金の罰則がかかってくる可能性がございまして、最後に注意点の3つ目ですが漁業許可者、指定集荷人に加えて、集出荷事業者についても流通の透明化や水産物流適正化法の適用を念頭に、しらすうなぎの取扱事業者として、県への届け出を義務化してまいりたいと考えております。そ

の届け出項目については現在検討中ですが、暴力団関係者が営む組織で無いか、実際に集荷できる施設や資材のある組織か、県への報告や資源管理などへの対応が取れる組織か、等を農林水産省のうなぎ養殖業の許可申請なども参考に検討してまいります。

次のページをご覧ください。これは先ほどご説明した許可数の116者の内訳でございます。今後、各地の許可名義人や関係者とも意見交換をしてまいります予定で、その中で変更してまいります可能性もございますので、参考程度にご覧になっていただければと思いますが、各地域の指定集荷人の数を単位として各地域に2者以上としております。

次のページをご覧ください。最後にうなぎ稚魚漁業へ以降するまでのスケジュールについてご説明致します。現在、令和5年2月ですが、1月27日に内水面委員会へこの許可スキームをご報告をさせていただきました。そして本日2月2日、1月を少し過ぎましたが、海区委員会の皆様に報告をさせていただいております。この後、このスキーム案を現許可名義人や各関係者に説明をし、意見交換をした後にこのスキーム、土台が固まりましたら、許可方針を県で作成致します。許可方針はこのスキームの漁業を営む者の資格などを明文化し、また、採捕量の上限や漁業許可者、漁業従事者の欠格事項などを規定するものです。この案ができましたら来年度の4月から5月にかけて、また両委員会のご意見を伺う予定で、その後、また各関係者との意見交換を行い、許可方針の案を決定し、約1ヶ月のパブリックコメントを行います。

これらの手続を経て実際の許可に向けて、許可方針、許可基準、制限措置の案を作成し、8月に両委員会へ諮問をご答申をいただいた上で、告示し、関係者説明会を行った上で10月には許可申請の受付を開始し、審査した上で11月には許可者を決定し、12月以降のうなぎ稚魚漁業による採捕を開始したいと考えております。

なお、許可方針や制限措置の案の諮問などの手続は、うなぎ稚魚漁業は1年許可ですので、毎年行うこととなります。

以上で説明を終わります。よろしくごお願い致します。

澳本会長代理

漁協が許可名義人になった場合に、両罰刑というか、そういうのは漁協で、例えば高知県漁協の場合、各支所ごとというか各区域ごとに、今後もし漁協が許可名義人になるとしたらそういうかたちで取るということになるんですか、許可を。

谷口主幹

仮にですね、高知県漁協さんが許可の名義人になった場合には、まず高知県漁協さんの定款を変更して、うなぎ稚魚漁業をまず定款の中に入れていただくっていうことが1点と、それから水協法の17条のことをおっし

やってると思うんですけど、許可の区域ごとに3分の1以上満たしているのかどうかをみるのか、あるいは高知県漁協さんが許可を取られている総数で管理するのかということにはちょっとすいません、まだこちらで正しい答えがありませんので、それについてはちょっと確認をさせていただきます。

澳本会長代理

それと、県が予想している区域ごとの法定許可数、多分指定集荷人というか、そのあたりの方を許可名義人にするつもりなのかなというふうな形に今見えるんですけども、そのあたり、例えば1人の指定集荷人しかいないところがボツボツあるんですけど、そこにもやっぱ2人ということになってくるということですかね。それと、例えば指定集荷人がダブって、地域を、例えば、室戸の許可を一番上になるけれどもまた吉良川の許可名義人になるとかそういうようなこともできるということですか。

谷口主幹

すいません、漁業許可の枠の数については、今の特別採捕の実態を考えて指定集荷人さんの数を1つのまとまりと想定をして、この枠は設定しましたが、許可を受ける方がしらすの指定集荷人というふうには想定はしておりません、あくまでそういう枠を設けたということです。どういう方が漁業の許可者になるかというのは、要件をクリアしてちゃんと申請してくれた方という形になりますんで、例えばですが、6者許可の枠があるところでも、1者しか要件を満たさなかったら1者にしか許可は出来ませんし、3者満たせば3者許可を出せますし、6者なら6者というかたちになります。区域を重複して許可申請を許可を受けることができるかということですが、それは各地域の許可基準を満たして申請していただければ、それは複数に渡って許可を受けることは可能です。

前田会長

他にございませぬか。無ければ私のほうから。今回の案ですよ、水産庁の方とは確認はとれてますか。今回新しい漁業法になるじゃないですか、なので、そこで手戻りとかいうことになるともた大幅に時間がなくなってくるんで。

谷口主幹

この中身について水産庁に個別に確認はしておりませんが、水産庁の技術的助言とかですね、あるいは前回の説明会とかやりとりの中で水産庁にご指示いただいたことは、参考に反映して、そういった中身になっておりますので、今、技術的助言の中でも紹介をさせていただきましたが、水産庁の技術的助言で受けた指導を反映した許可のスキームになっております。

前田会長	そこは一度、現状の部分で、確認とってもらったきたいです。最後になってほぼ基本的なところはクリアしてると思うんですけど、それはする予定はないです。
浜渦課長	基本的にその他の漁業許可と同じかたちになるということで、他の漁業許可で新しく、漁業許可を作るときに国に確認をとっているかという、そういった異議がある場合は、照会をかけるという対応で望みたいというふうに考えてます。
澳本会長代理	区域ごとの許可数というのは、多分この枠で良いと思うんですけど、例えば想定の許可数、多分今、指定集荷人の方になるのかなという気がするんですけど、その方と取引をしない、採捕人が想定された場合はどうなるんですか。
谷口主幹	採捕人が指定集荷人と取引するかどうか、これはですね、今の特別採捕許可もそうなんですけれども、あくまで許可を受けた方が、集出荷代行契約を結んだものが指定集荷人というふうになりますので、仮に漁業従事者の方がいらっしやいまして、その方がどこの集荷人に持っていかってというのは、漁業許可を受けた方が指定した集荷人ということになりますので、これは集出荷代行契約を結ぶっていう、その契約上の考え方という点もございまして、それからちょっと先ほど申し上げました、流通の透明化とか流通適正化法とかいう観点で、我々も漁業許可者には、採捕従事者が、出荷する集荷人を指定していただいて、それを報告していただくっていうようなかたちで捕捉をしてまいりたいと考えておりますので、あくまで漁業許可を受けた方が集荷人を指定して、従事者がそこへ出荷をしていくというかたちになります。
前田会長	今の答えに対してなんですが、そうすると許可を貰える、貰えんっていうところで、不利益が生じることがあるんじゃないですか。採捕したものは、漁業者が売り先を決めれるっていうことではないんですか。
谷口主幹	澳本委員のまずご指摘が、漁業従事者の立場というのはですね、漁業許可者がまず許可を申請して、許可を受けたとして、その漁業許可者が漁業従事者と雇用契約をして漁業許可者の元で採捕をする方が漁業従事者になるかと思うんですけども、漁業従事者は漁業許可者の業務を担う方々ですので、漁業許可者がこの集荷人に出してというような契約の流れができていたら、そこに出荷するのが漁業従事者の業務というかたちになりますんで、すみません、前田会長がおっしゃっていた従事者に不利益が生じ

るっていうことは、ちょっとすいません。理解が及ばなかったんですけどどういう。

前田会長

実際に今の許可漁業の中で、許可を受けるのはだいたい組合ですよ。シラスウナギ以外の。

谷口主幹

シラスウナギ以外の許可漁業ではですね、漁協さんの許可を受けてる例っていうのは基本的にはございません。

前田会長

そもそもこれ、漁業権って何種になるんですかね。

谷口主幹

こちらは漁業権ではございませんで、許可漁業、知事許可漁業になります。

前田会長

共同漁業権とか、そういうものでも。くくりはどこになりますか。

谷口主幹

共同漁業権ではございませんで、知事許可漁業になります。

前田会長

知事許可漁業、そうですね。今スキームっていうものを出されて、枠組みを決めたそうにしているんですけど、採捕数量と期間が今まだ未定じゃないですか。この中で漁協がどこまで踏み込んで、もし罰則、両罰規定っていうやつがあるのに対して、漁協がどこまで踏み込んでいくかというのを、決めかねる状態なんですよ。今の許可の想定が指定集荷人にあるんじゃないですか。

谷口主幹

許可の想定は指定集荷人というふうには考えておりませんで、あくまで今のこの採捕許可の実態を鑑みて、その採捕の許可の枠の数ですよ。指定集荷人の数を参考に許可の数を告示してまいりたいということですが、その許可を実際に申請する方、県が許可をする方っていうのを、指定集荷人に想定しているスキームということではございません。

前田会長

まあ、それに準じた数には見えるので。

浜渦課長

例えばその5ページ見ていただきますと、例えば室戸では、指定集荷人1名なんですけど、想定の数2としておりまして、採捕者も2名、そういった場合には個人で許可をしていくとかいうふうに思っております。今、漁業法が改正されまして、許可の数とかをちゃんと告示をせないかんとかたちになっておりまして、ほかの許可漁業も全て、この区域のこ

の漁業についてはこういう数で許可をしますというくくりで告示しております。だから、今後もうなぎ稚魚漁業につきましても、この区域でうなぎ稚魚漁業については、この数を枠として告示をします。その考え方の根拠としては、今、実際にいる指定集荷人の単位として考えたらこれぐらいの数になりますので、いわゆる1の所も競争性を持たせるために2として数を足していけば116ということで、あくまで数を告示するためのものの考え方というのを指定集荷人単位として考えるだけのことであって、そこに誰が申請をあげてくるか。これはまた別になりますので、そこは今後の説明会なり制度の内容を見てですね漁協さんが申請してくるのか、指定集荷人が申請してくるのか、室戸のようなケースでしたら漁業者個人で申請していいのか、それはケースバイケースがあるというふうに考えてます。

谷口主幹

すいません。補足させていただきます。県の考え方のところの、漁業許可を受ける者の資格のところでもお話をさせていただいたんですけども、例えば漁業許可区域がございまして、許可の枠を6にしたとしても様々な条件がある中で、漁業権者の同意というものを県は共同漁業権区域内で操業する場合必要と考えております。例えば、漁協様が1者にしか同意をしなかったら、その6者許可の枠を受けられたとしても1者にしか許可ができないというかたちになってまいります。

前田会長

先ほども言ったように数量とか期間の問題ですよ。そこも一緒に話をせんととは思いますが。案のほうにもあるけどだいぶ遅れているじゃないですか。そこだと、ちょっと今この場で報告事項ですが、こっから先どうしていきましょうという説明とかもつかないんですよ。どの方針がいいのかとみんなが練り直すことができないんですよ。

谷口主幹

最後の6ページのスケジュールにもございますとおり、まず県としましては許可の骨格を本日お示しをさせていただきました。いわゆるどういった形にするのかというスキームをまず固めたうえで、今後2月28日に説明会に入りまして、その場で海面、内水面、それから養鰻業者の方々にご参加いただいて、そこでいろんな意見をいただくというふうに考えております。その中で忌憚のない話であるとか、特に今年度については、かなりの漁協で採捕者の方々も困ってらっしゃるって話もありますので、直近のそういった経緯も踏まえて、最新のそういった各関係者の皆さまのご意見も踏まえたうえで、数量、期間等について定める許可方針とか、許可基準、制限措置案そういったかたちで2段階で固めて参りたいなというふうに考えております。

前田会長

じゃあ、ここで議論することでもないということでもいいですかね。
報告事項になるので。ちょっと、皆さんの意見が集まってからどうしましょう、こうしましょうという議論をすればいいと思うんで。

谷口主幹

今ここでは、許可のスキームの中で採捕数量の上限というか採捕停止命令をどういうときに出すかとかたちになるんですけども、そういったこととか期間とかはございませませんが、許可のスキームについては採捕量の上限がどうであれ、ここは変わらないというか、この議論はこの議論で固めておかないと次に進めないですし、別で分けて議論をしてまいりたいというふうに今会長のお話からもありましたけども、県としては考えておりますので、まず、この土台の部分、骨格の部分みなさまと協議をさせていただいて、土台を固めた上でもっとより具体的なそういった話をさせていただきたいということでございます。

前田会長

他の養鰻業者の方や、従事者たちの意見があって固めていけばいいと思うんやけど、まだ、ここだけで決めるのは。

浜渦課長

はい、もちろん本日県の案をご説明させていただきましたので、この案でこれから説明に入る、調整に入るとのことのご報告でございますので、その辺ご了解いただければと。これから業界の皆様方と突っ込んだ意見交換等やっていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

前田会長

あと気になるところが、許可者 116 名想定じゃなくて、これ個人全員、約 2,500 人にも出せるんですよ。方針としては。個人にも出せるんですよ。じゃないとやっぱり両罰規定にも引っかかってくるんで、そこで二の足を踏むところ出てくると思うんですよ。個人の許可なら個人だけの罰則で済むじゃないですか。

谷口主幹

先ほどちょっとご説明させていただいたとおり、県としては一定のまとまり、許可 116 者というふうなことで、許可をするということで、2,500 名に許可をしていくというふうなことは、今後の資源管理とか、あるいは流通の透明化とかそういった部分ではちょっとなかなか、各 2,500 名個人でとしていくのは難しいだろうという考えのもとで、こういった許可の枠組みを作っていくと、検討してるということでございます。すいません、ちょっと資料に戻るんですけども、2 ページの水産庁の資料をご覧になっていただきたいと思うんですけども、知事許可漁業への移行における主な留意事項っていう水産庁の資料ですけども、こちらは上から 3 つ

目、漁業者の数っていうところがございますが、こちらに、過去の採捕実績等を考慮して適切に管理できる数とすること、というふうになっております。高知県これまでご説明をさせていただきましたとおり、45の区域に各漁協様と団体に許可をさせていただいて、特別採捕許可を運営してまいりました。こういった経験を生かし、適切に管理していくためにはこういった枠組みで許可を作っていくことが妥当であるという形で検討させていただきましたのでよろしくお願いたします。

浜渦課長

すいません、補足でございますが、他県で個人許可でやってるとも確かにございますが、これから漁業許可になる、それから流通適法が適用されると。流通適法についても、県への届け出がある、それからきっちりデータを残していく、それから次の流通段階に渡していく、そういったことを考えますと、果たして、これまで高知県で実績のない個人許可でいくというのはなかなかちょっとリスクが多うございますし、先に言いましたように過去の実績を考慮して適切に管理できるようにするという国の方針もございまして、やはりその個人に許可した場合は、管理というのはやっぱり現実的ではないという判断からこういった仕組みとさせていただきます。

前田会長

リスクと言われましたが、なんのリスクなんですか。

浜渦課長

いわゆる適切に管理出来ない、報告があがってこない、そういうリスクは、今でも特別採捕の採捕数量を2週間ごとに県に報告していただく必要がございます。これを、2,500人からタイムリーに集めることが、1人1人から集めることができるのかということと考えるとなかなかそれは厳しいであろうと。今までのいわゆる団体許可みたいな形で一定のまとまりがないと、適切な管理ができないというふうに判断をしましたのでこういったことを見据えたリスクでございます。

前田会長

あと2年後に流通適正化法にのりますよね。しらすうなぎ。になった時に買うことも売ることもできんならば、リスクなんてないじゃないですか。それを管理のことはできるじゃないですか。誰から買ったっていうのが流通適正化法でのるんでしょ。

浜渦課長

いわゆるその方が漁業許可を申請する、その許可について採捕数量を全て県に2週間ごとに報告、プラス流通適法で県にうなぎを取り扱いますという届出をしていただかなくてはならない。それから日々の取扱数量の全てを管理して、県に求めに応じてそういったデータを出すということ、

2,500人の全て県で管理するにはなかなか難しい。適切に管理できるっていうのはなかなか難しいっていう判断からこういった案にしております。

前田会長

まあ今回のスキームでいけば、漁協がいつでも動けますよっていうふうにはなるじゃないですか。今まで漁協自体がそれを仕切ってきたわけじゃないですか。漁協が仕切って採捕従事者のほうにっていう動きで、今まで回ってきてるじゃないですか。ほぼ。その許可の下ろし方の方向を変えただけであって、あと漁協が仕切ってくださいっていう動きにすれば、全然あとの2,500人のあとのことはできると思うんですよ。

浜渦課長

このスキームの中では、漁協という名前は基本的には出てきません。漁協ということを想定はしておりません。漁協もいわゆる許可者の1人として許可は取ることができますが、我々は普通の他の漁業許可と同じく漁協に対して許可をするという想定ではございませんので、いわゆるそういった指導力というのを県として許可のスキームの中で漁協に求めるというのは違うかなというようなふうに考えています。

前田会長

特別採捕もこれからは許可漁業ってことになるじゃないですか。なってくれば、自ずと漁協の方にお金を落とすシステムをちゃんと残していかないかんし、管理させんと一般の人が簡単にいつでも、じゃあこの許可もらえるっていうこと自体が、海面を利用する漁業者にとっては大きいデメリットになると思いますよ。

浜渦課長

そういったことをしますと、いわゆる国の技術的助言の中の、許可をすべき者の範囲を恣意的に限定する、じゃあどうして漁協なのか、という形になって来るかと思しますので、そこはオープンに営む者に許可をしますと。ただ許可をとるところが、漁協になる場合もあります。指定集荷人になる場合もあります。個人になる場合もあります。そういった形になります。

前田会長

実際にね、千葉とか鹿児島とか2千人超えのところなんか、個人で許可を全部下ろすようにしているって聞いてますけど、そういうところからちょっと参考にしてみては。両罰規定ってのはあまりにもリスクが多すぎてね。あと数量も分らんのに両罰規定になるっていうところ。

谷口主幹

知事許可漁業に先行して移行している宮崎県、鹿児島県の県庁の担当者とも密に情報交換は話させていただいてます。宮崎で700人ぐらい、鹿児島で2,000人ぐらいの採捕者が居るんですけども、先程の私の説明とも

重複をするんですが、宮崎県と鹿児島県は特別採捕許可の時から個人許可を、個人に対して特別採捕許可をしてそれを運用してきたというふうな実績もございます。我々は漁協さんを中心にですけど、団体に許可をしましてその団体さんと一緒に許可を管理してきたという実績がございます。そういったところからも本県にとってはこのスキームが妥当であるということで、こういうスキーム案にさせていただきました。

前田会長

漁業者もそうやし、漁協もそうやし、だいぶ疲弊してるんで、やっぱりこうなんか稼ぎの1つになる、収入源のひとつになるっていう考え方のもと、もうちょっと動いて貰いたいです。

谷口主幹

漁業者の方々がこの許可をとることも、もちろん妨げないですし、許可の要件を満たす方々が、許可をとって適切に操業できるような環境の作れるような方針というものを整備してまいりたいというふうに思います。

前田会長

漁業者以外の人を大幅に入れられる状態にするっていうのは、誰が規制するんですかっていうと最後、現場なんですよ。

谷口主幹

すいません。また重複で説明して申し訳ないですけども、漁業者の許可をすべき者の資格として、共同漁業権で操業する場合には、当該漁業権者の同意が必要というふうに我々は考えてございます。ですので、漁業者あるいはその漁業権を管理する漁協様が同意しないような団体に許可は基本的にはできないという形にあると。それから、漁業従事者の数につきましても現行の2,500を上回らない数としておりますので、現在の各地域の様々な方々が、そういった者を故意に大量に入れるようなことも想定はされていないと考えられております。

前田会長

内水面のほうとかで、従事者を増やしたいっていう要望があった時はどうされますか。

谷口主幹

海面、内水面を区別して、このお話させていただいてるわけでございませぬので、もちろん内水面でも同様に前年度は上回らない数とするという方針は、内水面でも海面でも同じでございます。

前田会長

今回新しく許可になるんやったら新規参入したいという方もおられるやろうし、前から言ってたように、新規就労者等の枠とかが少ないっていうのは、やっぱりこれからの漁業者を育てていくうえでは、やっぱり少しの枠を増やされるようにお待ちしても良いんじゃないでしょうか。

松村部長

少し整理をさせていただけたらと思うんですけど、会長のおっしゃってる、採られる方というところは、漁業従事者というのが2,500なので、許可のところは116ということであります。許可が116名あるということと、2,500名従事するというところは、いわゆる許可を受けた方が雇用して従事するということとなります。116にしても2,500の人にしても、116の許可の下に適切に採捕していただいて、そこで収入をあげるということでございます。

前田会長

ちょっと言い方、説明の仕方が、許可と従事者のとこ間違えました。

松村部長

新規の方っていう話もありますが、他の漁業でもだいたい新規参入させていただきます、漁業許可の枠というものの枠を設定している許可漁業につきましては、数を決めてますので、そこに新規の方も申請していただいてやっていくということではできるといのかたちでやっていくようにしていますので、許可の数の方については、一定のこれまでのまとまりの想定で116っていう設定でさせていただいて、かつ実際に従事する方は、これまでの2,500、例えば資源管理を含めて2,500ということ設定しているというふうにみていただけたらなと思います。

益本委員

もう一度確認なんですけど、資料2ページ目で使われてる言葉ですけども、一番上の漁業を営む者。それからその次の漁業従事者。3番目の漁業者。それから、採捕者。その4つの区別教えてもらえませんか。どなたでもかまいません。

浜渦課長

漁業の許可を受ける者これは、漁業者の数ですが、これは一番上と3番目、これは同じ意味になります。それから、漁業従事者というのが我々のスキームでいうと漁業の許可を受けた者と雇用契約を結んで、実際に採捕に従事するものが漁業従事者、いわゆる採捕者。そんな形になります。

益本委員

分かりました。ありがとうございます。

前田会長

他にございませんか。

ないようでございますので、報告事項について終わりたいと思います。それでは、第17回高知海区漁業調整委員会を閉会します。

(閉会)

本書は、第 22 期第 17 回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志 _____

議事録署名委員 木下 清 _____

議事録署名委員 蔭山 純由 _____